

第1章 計画の枠組み

1-1 計画の目的

新宿区総合計画は、地方自治法第2条に基づく「新宿区基本構想」で示される「めざすまちの姿」を実現するためのまちづくりの方向性と、まちづくりを推進し、下支えする区政運営の方向性を示すものです。

1-2 計画の位置づけと体系

新宿区総合計画は、基本構想を実現するために、これまで定めてきた「基本計画」と、都市計画法第18条の2に基づく「都市計画に関する基本的な方針（都市マスタープラン）」の性格をあわせもち、これらを一体的な計画として策定するものです。

また、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉計画」の内容も取り込んだものとなっています。

1-3 計画の役割

新宿区は、この総合計画のもと、区民の参画と協働を得て、新宿区の施策を計画的に執行していきます。総合計画の主な役割は、次のとおりです。

- 基本構想で掲げる「めざすまちの姿」の実現に向けた施策を体系的、総合的に明らかにした行財政運営の指針
- 区民と区とが、協働してまちづくりを進めていくための指針
- 新宿区が定める個別計画を、総合的に調整する指針
- 都市計画など、都市整備に関する計画を作成するにあたっての総合的な指針

1-4 計画の期間

平成20（2008）年度を初年度とし、平成29（2017）年度までの10年間を、新宿区総合計画の期間とします。都市計画に関する基本的な方針については、おおむね20年後を展望して、めざす都市の骨格やまちづくり方針を示しています。

ただし、社会経済状況等の変化に対応し、必要に応じて見直しを行うものとします。

1-5 計画の構成

総合計画は、「まちづくり編」と「区政運営編」で構成しています。

「まちづくり編」は、基本構想の「まちづくりの基本目標」を受け、まちづくりの方向性を示します。

「区政運営編」は、基本構想の「区政運営の基本姿勢」を受け、「まちづくり編」を推進し、下支える区政運営の方向性を示します。